

居延漢簡とくにウラン・ドルベルジン

出土簡について

森 鹿 三

【要約】 中国の西北辺境、エチナ川流域の漢代の堡壘から発見せられた木札文書は勞榦氏によつて積読せられており、またその発掘の事情についてはF・ベルグマン氏およびB・ゾムマーシュトレム氏によつて報告されているが、この一万片に及ぶ木札文書個々の出土地については今まで詳しい事情が知られていなかった。ところが中国科学院考古研究所から出版された「居延漢簡甲編」に至つて、そのうちの約二千片ちかくの出土地が明らかにされた。そこでこれをもとにしてウラン・ドルベルジンから出土した木札文書を集成することを試みた。その結果、ウラン・ドルベルジンが肩水都尉府に属する肩水候官のあつた所ということが判明した。さらに肩水都尉府の位置はその南方三キロのタラリンジン・ドルベルジンであることも推定されるようになった。

一

いわゆる居延漢簡^①が発見されたのは一九三〇—三一年のことで、発見者は西北科学考察隊(Sino-Swedish Expedition)に参加していたスウェーデンの考古学者フォルケ・ベルグマン(F. Bergman)氏である。三一年夏に一万片に上るこの漢代木札文書が北京にもたらされるや馬衡氏をはじめ多

くの学者がこれを積読し整理分類に努めたのであるが、その全貌をはじめて公開したのは勞榦氏である。すなわち四年に出版された『居延漢簡考釈』石印本六冊がそれである。ついで四九年には同書の積文の部分が活字印刷で再刊され、五七年には図版、五九年には図版に対応する積文と改訂された考証が刊行された。つまり勞氏の積文は三種あるわけであるが、三者互いに出入があつていずれも棄て難

い。一方、中国科学院考古研究所においても居延漢簡の整理が進められ五九年には『居延漢簡甲編』^②が刊行されたが、この甲編には一万片のうち約四分の一を収録する。この書の特徴としてまず第一にあげねばならぬことは簡の出土地を明記していることである。もつとも居延全簡の四分の一についてであるから他の四分の三については言及していないし、また収録簡についても出土地の不明なものがかなりある。しかしながら収録簡の約七割、一七四四片について出土地が明らかにされただけでも、簡の内容を理解する上にどれだけ役に立つかわからない。今それを手がかりにしてウラン・ドルベルジン(Ulan Durbeljin)出土のものについて考えてみよう。

ウラン・ドルベルジンの位置は大体北緯四一度、東経一〇〇度で内蒙古自治区巴彦淖爾盟の西南端、甘肅省境に近い。チベット高原の北縁から流れて来るエチナ川の右岸に位するが、エチナ川はさらに東北流し多くの支流を分出してソゴノールとガンジュンノールの両湖にそそぐ。昔はもつと大きな湖であつたらしく、五日月のような形をしていたという。エチナ川の下流域にあるカラホト(黒城)が漢代

の居延県城であつて、武帝の太初三年(前一一二)に設けられた匈奴に対する防禦基地、遮虜障から発展したものである。ここには軍事機関としては居延都尉府が置かれ、都尉府の下に居延・卅井・甲渠・珍北の四候官があり、居延候官はおそらく都尉府と同じく居延城に、卅井候官は東南のボロ・ツォンチに、甲渠候官は西方のム・ドルベルジンに、珍北候官は東北のワイントレイに設けられたと推定される。あとの三候官はそれぞれ居延県城から三〇キロ内外の距離にあつた。そして候官の下に候、またその下に燹があつて対匈奴防禦の任務にあたつた。一方、エチナ川の中流域には肩水都尉府が設けられたが、その位置はおそらくウラン・ドルベルジンか、そのすぐ南のタラリンジン・ドルベルジンであろうと思われる。この都尉府に属する候官は三つあつて、肩水候官は都尉府の近くにあり、北に橐駝候官、南に広地候官があつた。居延の場合と同じく候・燹が設けられ、防禦勤務に従つていた。

二

一九三〇年の四月に、ボロ・ツォンチではじめて漢代の

本札文書を発見したベルグマン氏は、その翌年の五月に至る一年あまりの間、今のべたエチナ川流域を駆けめぐつて一万片に及ぶ漢簡を獲得したわけであるが、その漢簡出土地が実は今のべた居延都府と肩水都尉府の所轄地域、いかえれば北は珍北候官から南は広地候官まで約二〇〇キロの地域にわたつていたのである。

さて『居延漢簡甲編』において明らかにされた出土地は破城子・瓦因托尼・地灣・大灣の四地であつて、それぞれムドルベルジン、ワイントレイ、ウランドルベルジン、タラリンジン、ドルベルジンのことである。今その中からウランドルベルジンすなわち地灣出土の簡を取り上げてみようとするわけであるが、その前に少しく簡の整理番号について述べておかねばならない。一万片の簡にはA5之1Vのように上下の二番号が付けられていて上番号の同じものは同一場所から出土したと推定される。このことを一応前提にして地灣出土とされる簡の上番号を列挙すると次の如くなる。

七、一〇、一四、二〇、二九、三三、四三、五〇、五四、九七、
一一六、一一七、一一八、一一九、一二一、一二六、一三二、

一四一、一八三、二二三、二二一、二五〇、二六八、二八四、
二八八、三三四、三三六、三三七、三四〇、三四六、三八七、
四〇三、四三三、五三九、五六〇、五六二、五六四

上記の上番号をもつ簡がすべて地灣すなわちウランドルベルジン出土とみとめうるとすると、さらにこれらの上番号をもつ簡と接合できる簡もまた地灣出土とみなしうるわけである。たとえば

御史大夫吉昧死言丞相上大常昌書言大史丞定言元康五年五月
二日壬子夏至宜寢兵大官抒井更水火進鳴雞謁以聞布当用者●臣
謹案比原宗御者水衡抒大官御井中二々千々石々官在長安雲陽者其民皆
先夏至一日以陽遂取火授中二々千々石々官在長安雲陽者其民皆
受以日至易故火庚戌寢兵不聽事甲寅五日臣請布臣昧死以聞

という簡は、採集時には五・一〇と一〇・二七の二片であつたが、整理に際して本来同一簡であることがわかつて接合したものである。そうすると一〇の上番号をもつものと同様、五の上番号をもつものもまた地灣出土とみとめうるわけである。ちなみに上掲の簡の内容について説明すると、御史大夫の吉は丙吉、丞相の相は魏相、太常卿の昌は蘇昌であつて、曆官である太史丞の定なるものから五月二日壬

子が夏至にあたり兵を忌むこと水火を改めることなどの行事を上言して来たのを、太常卿、丞相、御史大夫を経て天子に上聞した上奏文である。わが国でも除夜に神社から新

火をもらつて帰り、また元旦の若水を汲んで新しい年を迎える行事があるが、漢代では夏至にも水火を更新する行事のあつたことが知られて興味深い。なお偶然にもこの同じ元康五年(前六一)の、しかも四一五月の暦も発見されているが、それによると「四月廿九日庚戌寢兵、五月大、辛亥一日、壬子二日夏至、癸丑三日、甲寅四日尽(下略)」とあつて、さきの上奏文に附録されていたかと思われるほどびつたり一致している。この暦だけだと四日のあとの尽の字の意味がわかりにくい、さきの上奏文に見える夏至を中にしての五日間、兵をやめ公休にすることを知つておればわけもないことである。ともかくこのような上奏文や暦が居延の前線で発見されているのであるから、緊張した冷戦にあけくれするこの辺境にあつても内地と同じく五日間の公休が与えられたことであろう。

さて上掲の例から五の上番号をもつものを地湾出土簡グループに引き入れたが、そうすると五の上番号をもつ簡と

接合されるものも同じく地湾出土とみなしうるわけである。その例を一つ引いておこう。

元康二年二月庚子朔乙丑左前万世陵長

破胡敢言之候官即曰疾此腹四節不幸

この簡は採集時には五・一八と二五五・二二の二片であつたのを接合したもので、この例によつてさきの手続と同様に、二五五の上番号をもつものも地湾出土簡グループにとりこむことができるのである。一々例をあげないが、同様の操作によつて

五、一三、三七、五一、七七、一二四、一三八、一四六、一七

九、二五三、二五五、三〇六、三三二、三三九、三四一、三四

九、三五〇、四〇七、五三六

を地湾出土簡とみとめうるようになった。いうまでもなく数字だけを機械的に取り扱うことは危険であつて、ことに一九四九年刊活字本には誤植が多いので警戒しなければならぬ。

三

地湾出土簡の範囲が明らかになつて来たので、その内容

を検討したく思うが、はじめに封検とか簿検とか目につきやすいものを取り上げることしよう。封検というのは文書の封筒にあたるもので、やはり木で作り表に宛名がかいてある。例をあげると

肩水候官駿次行(三二・二三)

印曰朱千秋
肩水候官

十一月壬申駿長勤光以来

(五・二)

というようなもので、前者は駿ごとにリレーして肩水候官まで届けることを指示しており、後者はやはり肩水候官へ届けることを示しているが、下部の雙行の部分は上の肩水候官とは別筆で受信者の書き留めたものと推定される。印曰朱千秋というのは封検を開く前に押してあつた印影をひかえておいたのであり、左側の部分は十一月壬申の日に到着したととその配達者が駿長の勤光というものであつたことを記しているのである。当時は文書を発送する時に文書の上に封検をおき、繩をかけて繩目の上を泥で封じ、封泥の上に印をおしたのであつて、開封する時にはその封泥をとりのけねばならず、従つて印影も崩れてしまう。それで開封以前に印影を書き留めたわけで、これによつて発信

者を知ることができるといふ。さきの封検は朱千秋が発信した肩水候官あての文書のエンペロープということになる。これは実際に行用されたものであるから、その出土地はとりもなおさず封検の宛名そのものであつて、地湾は肩水候官であることが知られる。さきに地湾出土とみとめた上番号をもつ簡の中でこの種のもは二七点もあるから、地湾をもつて肩水候官所在地とすることはさしつかえないようである。ただ少しく気がかりなのは、

肩水候官駿次行(三二・二三)

肩水金関(三二・五)

肩水金関(三二・二二)

のように同一の上番号をもちながら、肩水候官あてとともに肩水金関あての封検が出土していることである。このほかに地湾出土簡グループから肩水金関あての封検が二点(二八八・二と三五〇・四一)見出されているから、地湾には肩水候官とともに肩水金関も設けられていたのでないかと疑われる。しかしながらこの仮説も不都合であつて、

肩水候官
關遼私印

八月戊子金関卒以来

(五・一九)

肩水候官 印日張猛

三月乙巳金閼卒弘以来

(三三三・一)

のように、肩水候官あての文書を金閼の卒が配達して来ているところからみると、この二機関はある程度はなれていたとしなければならぬ。そして肩水候官と肩水金閼と別地の封検が同一地点から発見されたのは、金閼から候官へ届けられたためと解すべきであろう。

次に簿検というのは帳簿の表紙にあたるもので、地湾出土簡グループからは次のようなものが見出される。

肩水候官元康四年十二月四時雜簿(五・一)

肩水候官元康四年一月守御器簿(一二六・一一)

肩水候官元康二年尽三年詔書(二〇・四)

肩水候官甘露三年十月尽四年九月(二五〇・二)

これらによつても地湾が肩水候官の遺址であることが知られるが、さらに簿検類で肩水候官と明記してなくとも、さきの地湾出土簡のものはやはり肩水候官の簿検とみなすことができる。その数は相当あるので若干例をあげるにとどめておく。

●元康三年十月尽四年九月戌卒簿(五・一四)

●元康三年十月尽四年九月吏日得奉一歳集(一二六・二四)

●地節四年三月卒兵卒(一二六・二六)

●陽朔元年六月吏民出入簿(二九・三)

などがそれで、地節(前六九―六六)・元康(前六五―六二)・甘露(前五三―五〇)は宣帝、陽朔(前二四―二二)は成帝の年号である。

こうして地湾が肩水候官の遺址であることがわかると、こんどは逆に肩水候官あての封検や肩水候官の簿検に附けられている原簡編号の上番号は地湾出土を示すものとみなされ、

一一、一六、三一、三六、四一、五三、六二、七四、一〇九、

一九九、二〇七、二二二、二二八、二三六、二六三、二八〇、

三三四、五五八

の上番号をもつ簡を新たに地湾出土簡グループに加入させることができるのである。

四

地湾出土とみとめられる簡がようやく豊富になつて来たが、これらを通観している間に名籍の書き方に他地出土の

ものところがつた特徴があるように思われるので、それらを取り上げることしよう。それは

(1) 東郡田卒清靈里一里大夫蘇建德年廿四長七尺三寸黒色(三三七・三八)

というように職・郡原里・爵・姓名・年齢・身長のほか皮膚の色まで記されているのであつて、これと同様に完備したものは

(2) 居延都尉給事佐居延始至里万賞善年卅四長七尺五寸黒色(四三・二七七・七八)

(3) 給車饜得郡都里都毋傷年卅六長七尺二寸黒色(三三四・三六)

がある。職名の欠けているものには

(4) 河南郡河南縣北中里公乘史存年卅二長七尺二寸黒色(四三七)

(5) 河内郡温西故里大夫蘇罷軍年卅五長七尺三寸黒色(三三四・二八)

(6) 饜得安世里公乘工末央年卅長七尺二寸黒色(三三四・一三)

(7) 饜得成漢里大夫堯建德年卅二長七尺二寸黒色弓一(三七・三二)

があり、後二者はともかくとして、内地出身の前二者は恐

らく田卒あるいは戍卒であつたかと思われる。また上部の職名と下部の身長が欠けたものには

(8) 居延安故里孫籠軍年廿三劍一黒色長(三四〇・三九)

があり、その出身地や剣をもつているところからみて下士官であつたと推定される。次に里名以下の存するものには

(9) 都里不更司馬奉德年廿長七尺二寸黒色(三八七・三)

(10) 小熟里唐宣年廿三長七尺三寸黒色(七七・五六・七七・五三)があり、さらに里名までを欠いたものに

(11) 里上造史賜年廿五長七尺二寸黒色為蘭少卿將軍(一四・一二)

(12) 上造王福年六十長七尺二寸黒色(一四・一三)

(13) 公乘孫輔年十八長七尺一寸黒色(三三四・四一)

がある。これらは戍卒として辺境警備に従つたものであろうが、兵役義務年齢(二三―五六歳)に達しないものや超過したもののいたことが知られる。それとともに十八歳の若さで民爵最高の公乗をもつていることが注目される。ちなみに民爵の最も低いものが公士、それから上へ上造・饜・不更・大夫・官大夫・公大夫を経て公乗に達する。次に姓名以下の存するものには

(14) 李則年卅五長七尺三寸黒色(三四〇・九)

があり、姓までを欠くものに

(18) 順年卅二歳□七尺□寸黑色(三四〇・四三)

(19) 安国年卅長七尺二寸黑色(一三六・一九)

があり、年齢・身長・膚色だけのものには

(20) 年卅七長七尺二寸黑色(三七・二二)

(21) 卅長七尺七寸黑色(三四〇・一九)

がある。当時の一尺は大体二三センチであるから七尺七寸は約一・七七メートル、これが居延簡に見える最も身長の高い男である。次に年齢も欠けてしまったものをあげると、最初の簡は年齢末尾の一の字が見えている。

(22) 一長七尺五寸黑色(四〇七・一五)

(23) 長七尺黒(一一九・二七)

さらに身長が七尺が欠けてしまったものや、身長を全く欠けてしまっているものも掲げておこう。

(24) 二寸黑色(二二・二)

(25) 三寸黑色(三三四・四七)

(26) 黑色五(五一・三五)

(27) 黑色不出(三三四・三二)

このように上部が次第に欠けていく一方には下部が次第に欠けていつて、まず黒色の欠けているもの、身長が欠けて

いるもの、さらに年齢の欠けているものなど、また上下が欠けて中間だけ残っているものもある。たとえば

(28) 長七尺(三四六・一四)

など極端な例であるが、それらでも列挙することは煩に堪えないから、すべて省略することにしよう。それよりも皮膚の色まで記載したものが、今までに設定して来た地湾出土簡グループ以外に存するかどうかを調べておこう。その結果、わずかに次の四簡が見出されたのである。

(29) 葆鸞鳥憲衆里願取年廿二長六尺黑色一皆六月丁巳出不(一一・五・五)

(30) 魏郡□陽高武里大夫謝牧年卅長七尺二寸黑色(一一五・四)

(31) 里王望年廿五長七尺五寸黑色(三二三・三)

(32) 年廿長七尺五寸黑色十一月辛(七五・五)

これらの簡の上番号すなわち一五や七五や三二三は『居延漢簡甲編』に見えないが、地湾出土簡の特徴をもつこれらの簡を地湾グループに入れることはさしつかえないであろう。ところで新たにくり入れたこれらの簡の中で(29)と(30)には黒色の下に月と日の干支の記入されていることが注目される。ことに(29)では皆六月丁巳出とあり、その下に不の字

のようなチェックがしてある。実は前掲の(2)と(4)にも見えているのであつて、(2)の黒色の下の五は五月の上の字が残つたもの、(4)も出としてチェックがしてあることが知られる。ここで思い出されるのが肩水金関であつて、恐らく関所を出る時に職・郡・県・里・爵・姓名・年齢・身長・膚色を詳細に記載し、出関の月日を書き留めたものであろう。不の字のようなチェックは照合でもあつたろう。出関とともに入関の際にも同様の手続をしたであらうことはいうまでもない。ついでもつて月日出(入)の記されているものを地湾出土簡グループから拾ひ出しておこう。

(3) 尺五寸黒色十月(三四〇・二五)

(3) 七尺二寸黒色四月癸卯(四三・一八)

(3) 部吏陽里大夫封棘年卅八長七尺二寸黒色牛車一両五月戊戌
(四三・一三)

(3) 前陽里唐芝年十九長七尺三寸黄黒色八月辛酉出(六二・三四)

(3) 黄色八月辛酉出(六二・三三)

(3) 候丈□非子長七尺黒色十月辛亥出(三七・三)

(3) 肩水見新徒大男王武閏月壬辰出(三七・一)

最後の王武は新たに徒刑囚となつたもので、強制労働に従

うために出関したのであろう。大男というのは算賦を課せられる年齢すなわち一五歳以上の男のことである。女ならば大女、一五歳未満七歳以上は口賦を課せられるもので使男、使女という。それ以下が未使男、未使女である。ともかくさきに列記した(1)以下の名籍も、このような関出入の際の記録と推定されるのであつて、もとは簿録のところでは引用した吏民出入簿の中身であつたわけである。それが肩水金関で記録され恐らく一ト月ごとにとりまとめられて、肩水候官に伝達されたものと思われる。肩水候官あての封檢の中に金関の卒が伝達したことを書き留めたものがあつたが、それはこのような吏民出入簿を届けたのもあつたろう。そのように想像すると、ウランⅡドルベルジンはやはり肩水候官のおかれていた場所ということになる。

次にやはり肩水金関で取り扱つたものと思われる一連の騎士出関の記録がある。その形式は一定していて「昭武騎士敬老里高明」「曰勒騎士万歳里孫守」というように某県騎士某里姓名だけで、年齢も身長も膚色も記載されていない。これも多くはウランⅡドルベルジンから発見されているが、中にはタラリンジンⅡドルベルジン、中国名を大湾

とよぶ城址から出土したのもある。今あげた昭武騎士の方は五六四・三で地灣出土であるが、曰勒騎士の方は四九一・四で大灣出土なのである。それでは大灣とはどのような性格の遺址なのであろうか。また地灣とはどのような関係にあつたのであろうか。節を改めてのべることにしよう。

五

私は第一節において肩水都尉府の位置についてウラン・ドルベルジンまたはタラリンジン・ドルベルジンとあいまいなことをいつておいたが、実は今まで決めかねていた疑問なのである。勞氏は一九四三年刊行の『居延漢簡考釈』の後語で

甘肅省界を出て二五華里にして大灣城に至る。この城は三重になつており、規模きわめて大である。内城は東西約七〇メートル、南北約一〇〇メートル、東門の外に夾城があり、それは東西約二三メートル、南北約四五メートル、外郭は方二二〇メートルである。しかしここで採掘しえたものはみな唐代以後の陶片であつて、全然、漢代の遺跡は見当らない。はじめはカラホトを前漢の居延城とし、後漢以後の居延城をタラリンジン・ド

ルベルジンに仮定したのであるが、試掘してみても漢代の遺物が發見されぬ以上、この想定も確実に裏付けられないのである。

といつて、タラリンジン・ドルベルジンが唐代の城郭であること、少くとも漢代のそれでないことを、その試掘の結果を楯にとつて力説しているのである。そして勞氏は大灣の北五華里の地灣すなわちウラン・ドルベルジンをもつて肩水都尉府の治所に比定した。しかし私は一九五三年に發表した「居延漢簡研究序説」において、勞氏の主張を紹介しながらも、大灣をもつて肩水都尉府の治所に擬定しえないただろうかと疑いをさしはさんでおいた。そのより所はほかでもない、当の發掘者のベルグマン氏が發表した調査報告書^④にこの大灣で一、五〇〇の漢簡を獲得したことを述べているからである。しかし地灣においても二、〇〇〇の漢簡を掘り出しているのであるから、肩水都尉府の治所を大灣か地灣かにきめることは、なかなか困難である。そのためには一万片の居延漢簡の中でどれだけが地灣出土、どれだけが^④大灣出土ということが判明した上で、それぞれの簡の内容をたしかめ、出土地の性格を解釈しなければならぬ。それでは一万片の居延漢簡の出土地点がわかつてい

のであろうか。発掘者のベルグマン氏によつてこの居延漢簡が北京にもたらされた時には、恐らくその詳しい出土地点が報告されたことと思われる。中国がわでつけた例の上二番号はベルグマン氏の報告にもとづいてつけたものであろうから、上番号に対応する地点がわかれば何でもないことである。中国科学院考古研究所の『居延漢簡甲編』にそれぞれの簡の出土地を大まかながらも地灣・大灣・破城子・瓦因托尼というように示されているのは、ベルグマン氏から中国へ引渡された時の資料によつているのかも知れない。しかし、もしそうだとすると、この『甲編』に出土地点を示さないものが半数近くもあるのはいぶかしいことである。一方、三回も釈文を出した勞氏の書にも出土地点を示していないことからみると、中央研究院がわでも上番号に対応する出土地点を把握していないようである。それでは中国と協力して西北科学考察隊を組織し、スウェンヘーデン氏をはじめ多くのすぐれた学者を派遣して一九二七年以来八年間にわたつて蒙古・新疆方面の科学的調査を行なつたスウェーデンがわではどうなのであろうか。こちらの方では The Sino-Swedish Expedition Publication

と題する報告書を続々刊行しており、前述のベルグマン氏の旅行調査記のほか、本格的なエチナ川流域の考古学的調査報告書が、このシリーズの第三九、四一冊として一九五六、八年に刊行している。ベルグマン氏の歿後ボゾマーシュトレム (Bo Sommarstrom) 氏によつて整理刊行されたもので、発掘物は細大もらさず、こくめに記載されている。しかしわれわれのように簡の内容を主目的とするものにとつては、どの地点で簡がいくら、検がいくら発掘されたかまたその大きさが何センチと知らされるだけでは、あまり役に立たない。むしろ中国がわでつけられた番号によつてその詳しい出土地点を示されることが望ましい。もつとも中には中国がわの番号によつて発掘物を指示しているものがある。ウランⅡドルベルジンについては第四一冊の三一五頁以下に記されているが、ベルグマン氏はここに A33 という地点名を与え、さらにその中の発掘地点を一八にわけ、A33.1, A33.2……という風に再分した上で一々の発掘品に番号をつけている。しかし中国がわでつけた原簡番号はベルグマン氏のものとは全く無関係とは思われませんが、互に連絡はないようである。ベルグマン氏が A33.4 とつ

けた地点は望樓に上る階段よこの部屋(4.5×3m)で、ここから二、〇〇〇簡が見出されたのであつて、この発掘記載において中国がわの上番号一三四、一三八、一六四、一六五、一八三、一九七、二五二、三三七、三五三を取り上げてゐる。また A33.3 又は一〇〇、A33.5 又は二六三、A33.9 又は六九、三一九、A33.10 又は二〇七、A33.11 又は二二五、一九九、A33.14 又は三三三、A33.15 又は三三二、A33.16 又は四四三、A33.17 又は二〇〇、A33.18 又は二〇五の上番号をもつものにふれている。これらの上番号を私が今までに作り上げて来た地湾出土簡グループと比較すると、わずかに一三八、一八三、一九九、二〇七、二六三、三三七の六番号が一致するだけで他の一五番号をさらに地湾出土簡グループにひき入れなければならぬ。それはともかくベルグマン氏の報告書で地湾出土として言及している木簡で勞氏の書や甲編に見えるものは一〇〇・一の「東郡戍卒東阿靈里裘魯衣案」のほかわずかに四点だけであつて、他の多くは検出できない。これもいふかしいことである。このような状態でスウェーデンがわの精力的な調査発表にもかかわらず、居延簡一々の詳しい

出土地点はやはりはつきりしない。従つて地湾出土簡と大湾出土簡をはつきり取り出して来るといふ操作も今までなかつたわけであり、それぞれの地点が漢代においてどのような性格をもつものであつたかも確言できなかつたわけである。

しかし上來模索したところからも知られるように、地湾すなわちウラン・ドルベルジンは肩水候官の治所であつたにちがいない。そしてその南方約三キロの大湾すなわちタラリンジン・ドルベルジンは、私が九年前に推定したように肩水都尉府の治所とせねばならないであらう。もつとも現在残つている城郭は勞氏のいうように唐代ごろのもので、漢代では今の外郭のところに中心があつたと思われる。というのはベルグマン氏が漢簡一、五〇〇点を発掘したのは今の外郭中央西南よりの叢祠の下からであつたといつてゐるからである。勞氏が試掘して唐代の陶器片ばかりしか出さず、漢代の遺物は何一つ出なかつたというが、恐らく内城をさしているのであつて、このことから唐代ごろに西方に拡大したことが知られる。ともかくこの大湾から一、五〇〇もの漢代の木札文書が出土しているのであるから、こ

こが漢代において緊要な場所であつたことは明白である。そして近くのウラン・ドルベルジンが肩水候官であることがわかれば、ここ大湾はその上級官庁である肩水都尉府の治所としなければならぬ。そのことを証明するためには、地湾の場合に行なつたような操作をくりかえし、大湾出土簡を集成して立言せねばならないが、ただ一例だけをあげて大湾が肩水都尉府の治所であつたことを指示しておこう。次の封検（五〇四・二）は甲編によると大湾出土というが、それには

南書一輩一封張掖肩候●六月廿四日日蚤食時沙頭亭長受驛北卒音詣肩水都尉府 日食時二分沙頭卒宣付驛馬卒同

とあり、この肩水都尉府あての封検が大湾から出土しているのであるから、大湾こそ漢代において肩水都尉府の治所であつたといわなければならない。なお少しくその内容について説明しておこう。南書というのは北から南に郵送する文書のこと、一輩は一群の意であるからそれら南行文書を一括して、恐らく定期的に郵送したものとされる。その一群の南行文書の中にこの張掖肩候で封印して肩水都尉府にあてた文書が入つていたわけで、この封検の上部は

そのことを示している。ここに張掖肩候というのは、とりもなおさず肩水候官のことで、これから肩水候官と肩水都尉府の間にはある程度の距離のあつたことが知られる。さてこの封検の下部には肩水候官から南行して肩水都尉府に届けられるまでの経過がこまかく記されている。六月二十四日辛酉の朝食時に沙頭亭長が驛北亭の卒の音というものからこの文書を受け取り、そして朝食時に沙頭亭の卒の宣なるものが驛馬亭の卒の同なるものに届けたというのである。従つてこの文書は肩水候官から驛北亭、沙頭亭、驛馬亭をへて肩水都尉府に届けられたわけである。そうすると肩水候官のあつた地湾から肩水都尉府のあつた大湾まで約三キロの間に三つの亭あるいは驛が設置されていたことになる。

この一例だけからでも大湾が漢代の肩水都尉府の治所であつたことが知られるであろうが、他日大湾出土簡を集成して、さらに具体的にこの都尉府の構成と機能を明らかにしたい。このたびは地湾出土簡の集成を目的としたために、肩水候官との関係に言及したにすぎない。終に地湾出土とみとめうる簡の上番号を一括し、これを提示しておこう。^④

五、七、一〇、一一、一三、一四、一五、一六、二〇、二九、
 三一、三二、三六、三七、四一、四三、五〇、五一、五三、五
 四、六二、六九、七四、七五、七七、九七、一〇〇、一〇九、
 一一六、一一七、一一八、一一九、一二一、一二四、一二五、
 一二六、一三一、一三四、一三八、一四一、一四六、一六四、
 一六五、一七九、一八三、一九七、一九九、二〇〇、二〇五、
 二〇七、二一二、二一三、二二一、二二八、二三六、二五〇、
 二五二、二五三、二五五、二六三、二六八、二八〇、二八四、
 二八八、三〇六、三二二、三三三、三三四、三二九、三三三、
 三三三、三三四、三三六、三三七、三三九、三四〇、三四一、
 三四三、三四六、三四九、三五〇、三五三、三八七、四〇三、
 四〇七、四三三、五三六、五三九、五五八、五六〇、五六二、
 五六四

① 拙稿「居延漢簡研究序説」(『東洋史研究』一、二一三、一九五三年八月刊)、同「居延出土の木簡」(『墨美』六七、一九五七年八月刊)

② 拙稿「新刊居延漢簡甲編によせて」(極東書店『書報』一九六〇年一・二)

③ 拙稿「居延出土の卒家屬廩名籍について」(橋本博士古稀記念『東洋学論叢』一九六〇年六月刊)三四七—八頁。

④ F. Bergman: Travels and archaeological field-work in

Mongolia and Sinkiang (History of Expedition in Asia 1927~1935, Part IV) p. 114.

Bo Sommarström: Archaeological Researches in the Edsen-gol Region Inner Mongolia. The Sino-Swedish Expedition Publication 39 (1956), 41 (1958)

⑤ このリストを作つて、すぐに思いつかれるのは勞氏の『居延漢簡圖版之部』の排列である。まず圖版の第一頁をみると上番号一四、六五、七四、二一三のものがあり、第四頁には三二九、三三六、三三九、四〇三、四〇七、五二四、五六四のものがあつた。第一頁の六五、第二頁の五二四を除くほかはすべて地湾出土の確認されたものである。そうすると未確認の六五、五二四も、あるいは地湾出土かも知れないのであつて、勞氏の圖版では、同一頁には同一地点出土のものが集められているのではないかと想像されてくる。この推定が正しければ、地湾出土簡はさらにその数をまして来る。しかしながら、この操作には大きな危険が伴なうのである。というのは、たとえば圖版第四三八頁には、地湾出土と確認される上番号四一、七四のものが含まれているが、他方、破城子出土と確認されている一三六、二一七や、大湾出土と確認されている五一八や、瓦因托尼出土と確認されている三〇八、五三四や、ポロツォンチ出土と確認されている四五八などもこの頁には含まれているからである。勞氏圖版の排列によつてはつきりした出土地点を決定することは無理のようではあるが、今後居延漢簡を出土地別に整理する上において、この圖版の排列が大いに役立つことは明らかである。

Manor of the *Kôfukuji* 興福寺 Temple in
the *Muromachi* 室町 Era

by
Isao Atsuta

In spite of its fundamental land system in medieval Japan, the manorial system or the *Shôen* 莊園, as a land system, seems to be unexpectedly neglected among our scholars; and there is the influential theory that in the *Muromachi* 室町 era it was no longer of any importance in the social framework.

It is true that the *Muromachi* 室町 era is the period of its collapse or dissolution, but even the reality of manors seems to be neglected and then understanding of the social structure is in the danger of inadequacy. Then, as the manorial system has its differentiation in the ruling system by each lord, it is useful to study each case of individual lord.

This article, on such reflection, tries to study the *Kôfukuji's* 興福寺 manor in the *Muromachi* era in its ruling system, to explain that its speciality which was represented by the so-called *Kintô-myô* 均等名 was still stubbornly supported in spite of the change in local landholding structure.

Documents of the *Han* Dynasty on Wooden
Slips from Edsin-Gol Region
especially Ulan-Durbeljin

by
Shikazô Mori

The wooden slips, from the *Han* forts in the region of the Edsin-gol River, in the north-western frontier of China, were interpreted by Mr. *Lao-kan* 勞翰 and was reported on excavating information by Mr. F. Bergman and Mr. B. Sommerström. Origin of each slip over ten thousand pieces has fully been unknown. '*Chü-yen-Han-chien*,

Chia-pien' 居延漢簡甲編, published by the Archaeological Institute of the Chinese Scientific Academy, shows the origin of about one thousand pieces among them. Then, this article, based on this pieces, tries to collect the wooden slips from Ulan-Durbeljin. As a result of this work, it becomes clear that Ulan-Durbeljin was the residence of *Chien-shui Hon-Kuan* 肩水候官 who belonged to *Chien-shui-Tu-wei-fu* 肩水都尉府 which seemed to be situated 3 kilometres south of Taralingin-Durbeljin.

A Character of Geographical Thought in the Late *Edo* Era

—on *Bantô Yamagata* and *Kôkan Shiba* 山片蟠桃, 司馬江漢—

by

Kikuo Ono

Our geography, through our very intercourse with the European countries since the 16th century that enabled us to explore the fields of astronomical theories, information of the world, and a world atlas, began to start for new development including the heliocentric theory through the rise of the so-called "*Rangaku*" or the study of the Dutch language.

From the end of the 18th century to that of the 19th, *Bantô Yamagata* 山片蟠桃 and *Kôkan Shiba* 司馬江漢 of *Chônin* 町人 or the townsfolk class, among those who studied such geography, began to form a new idea which included consciousness of the importance of geography, approach to the modern scientific spirit, and criticism against the feudal society. But the control of science by the shogunate government and various problems within the intellectuals picked off a bud of development from such bourgeois, and also geography was compelled to bear a burden as a science for the rulers. By observing geography in this period, we may have some suggestions for analysing the geography of our country after *Meiji* 明治 or at present.